

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 地方公共団体の責務に関する事項

一 市町村は、その区域内における一般廃棄物に該当する食品循環資源について、その再生利用に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。（第六条第一項関係）

二 都道府県は、市町村に対し、一の責務が十分達成されるように必要な技術的援助を与えることに努めなければならないこと。（第六条第二項関係）

第二 市町村の再生利用の実施に関する事項

一 市町村基本計画

・ 市町村は、一般廃棄物に該当する食品循環資源の再生利用をしようとするときは、基本方針に即して、当該市町村の区域内の一般廃棄物に該当する食品循環資源の再生利用に関する基本計画（以下「市町村基本計画」という。）を定めなければならないこと。（第十九条の二第一項関係）

・ 市町村基本計画においては、当該市町村が行うその区域内の一般廃棄物に該当する食品循環資源の再生利用に関し、食品廃棄物等（一般廃棄物に該当するものに限る。以下同じ。）の排出量の見込み

及び排出される食品廃棄物等に係る食品循環資源の量の見込みその他の事項を定めるものとする。この場合において、当該市町村の区域内の一般廃棄物に該当する食品循環資源の再生利用と併せて行うべき食品廃棄物等の発生の抑制及び減量のための方策に関する事項を定めることができること。

（第十九条の二第二項及び第三項関係）

二 市町村分別収集計画

市町村は、市町村基本計画を定めたときは、当該市町村が行うその区域内の食品廃棄物等の分別収集に関する計画（以下「市町村分別収集計画」という。）を定めなければならないこと。（第十九条の三第一項関係）

市町村分別収集計画においては、当該市町村が行うその区域内の食品廃棄物等の分別収集に關し、当該食品廃棄物等の収集に係る分別の区分その他の事項を定めるものとする。 （第十九条の三第二項関係）

三 食品廃棄物等の分別収集

市町村は、市町村分別収集計画を定めたときは、これに従って食品廃棄物等の分別収集をしなければ

ばならないこと。（第十九条の四第一項関係）

- 市町村は、食品廃棄物等の分別収集をするときは、当該市町村の区域内において食品廃棄物等を排出する者が遵守すべき分別、保管及び排出方法の基準を定めるとともに、これを周知させるために必要な措置を講じなければならないこと。（第十九条の四第二項関係）

- の分別、保管及び排出方法の基準が定められたときは、当該市町村の区域内において・による分別収集に係る食品廃棄物等を排出する者は、当該基準に従い、食品廃棄物等を適正に分別し、保管し、かつ、排出しなければならないこと。（第十九条の四第三項関係）

四 市町村再生利用計画

- 市町村は、市町村分別収集計画を定めるときは、当該市町村がその区域内で分別収集をした食品廃棄物等に係る食品循環資源の再生利用の実施及びこれにより得られた特定肥飼料等の利用に関する計画（以下「市町村再生利用計画」という。）を併せて定めなければならないこと。（第十九条の五第一項関係）

- 市町村再生利用計画においては、当該市町村がその区域内で分別収集をした食品廃棄物等に係る食

品循環資源の再生利用の実施及びこれにより得られた特定肥飼料等の利用に関する事項を定めるものとすること。（第十九条の五第二項関係）

五 市町村の再生利用

- ・ 食品廃棄物等の分別収集をした市町村は、市町村再生利用計画に従い、分別収集をした食品廃棄物等に係る食品循環資源の再生利用をしなければならないこと。（第十九条の六第一項関係）
- ・ 市町村は、
 - ・ の場合において、特定肥飼料等の製造を他人に委託し、又は食品循環資源を特定肥飼料等の製造を行う者に譲渡しようとするときは、登録再生利用事業者の活用に努めなければならないこと。（第十九条の六第三項関係）

六 国庫補助

国は、市町村に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、市町村再生利用計画に基づき食品循環資源の再生利用をするための施設の整備につき、市町村が自ら行う場合にあつてはその要する費用の一部を、市町村が出資している法人その他の政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し市町村が補助する費用の一部を補助することができること。（第十九条の七関係）

第三 特別な助成

国は、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与するため、食品循環資源の再生利用をするための施設の整備に必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。 (第二十二条の二関係)

第四 その他

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、二は、公布の日から施行すること。 (附則第一項関係)

二 主務大臣は、この法律の公布後直ちに、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針(以下「基本方針」という。)につき、この法律の施行に伴い必要となる改定をし、かつ、これを公表しなければならないこと。この場合において、当該基本方針の改定は、この法律の施行の日にその効力を生ずるものとする。 (附則第二項関係)

三 その他所要の規定を整備すること。